……頁

第VIII欄（i）　発明者の特定に関する申立て

申立ては実施細則第211号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第VIII欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第VIII欄(i)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

発明者の特定に関する申立て（規則4.17(i)及び51の2.1(a)(i)）

☐ この申立ての続葉として「第VIII欄(i)の続き」がある